

公 告

静岡市良好な商業環境の形成に関する条例（平成 25 年 10 月 1 日施行）で定める指針の一部を改正する指針について、静岡市良好な商業環境の形成に関する条例（静岡市条例第 33 号）第 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

令和 7 年 1 月 31 日

静岡市長 難波 喬司



静岡市良好な商業環境の形成に関する指針の一部を改正する指針

現 行	改 正 後				
○静岡市良好な商業環境の形成に関する指針 平成25年10月 1 日 別表 1 都心型商業環形成ゾーン (1) 静岡都心 (略) (2) 清水都心 (略) (3) 東静岡副都心 (略)	○静岡市良好な商業環境の形成に関する指針 平成25年10月 1 日 改正 令和 7 年 1 月31日 別表 1 都心型商業環形成ゾーン (1) 静岡都心 (略) (2) 清水都心 (略) (3) 東静岡副都心 (略) 2 広域交流拠点型商業環境形成ゾーン <table border="1"> <tr> <td>まちづくりの方向 (当該地区の役割)</td><td> ○交通核や公共施設の立地する都心、副都心と連携した地区として、本市の魅力を発信し、広域基盤を活用した主に自動車交通により、県内外から人が集まる交流拠点となる賑わいあるまちづくりの推進 [期待される役割] ・ 都心、副都心との連携 ・ 新たな交流の拠点 </td></tr> <tr> <td>商業集積の方向</td><td>○県内外からの集客を図る地域の拠点として、本市の魅</td></tr> </table>	まちづくりの方向 (当該地区の役割)	○交通核や公共施設の立地する都心、副都心と連携した地区として、本市の魅力を発信し、広域基盤を活用した主に自動車交通により、県内外から人が集まる交流拠点となる賑わいあるまちづくりの推進 [期待される役割] ・ 都心、副都心との連携 ・ 新たな交流の拠点	商業集積の方向	○県内外からの集客を図る地域の拠点として、本市の魅
まちづくりの方向 (当該地区の役割)	○交通核や公共施設の立地する都心、副都心と連携した地区として、本市の魅力を発信し、広域基盤を活用した主に自動車交通により、県内外から人が集まる交流拠点となる賑わいあるまちづくりの推進 [期待される役割] ・ 都心、副都心との連携 ・ 新たな交流の拠点				
商業集積の方向	○県内外からの集客を図る地域の拠点として、本市の魅				

	・生活サービスの一式がお おむね揃う場		・生活サービスの一式がお おむね揃う場
商業集積 の方向	○生活圏の中心として、最寄 品等の日常生活に必須な 商業、サービス機能の集積 を図るとともに、一定の買 回品専門店の集積を目指 していく。	商業集積 の方向	○生活圏の中心として、最寄 品等の日常生活に必須な商 業、サービス機能の集積を 図るとともに、一定の買回 品専門店の集積を目指して いく。
想定する 店 舗 構 成、取扱 品	○買回品専門店、量販店 ○最寄品総合スーパー ・主力商品は、食品、日用 雑貨、衣料、身の回り品	想定する 店 舗 構 成、取扱 品	○買回品専門店、量販店 ○最寄品総合スーパー ・主力商品は、食品、日用 雑貨、衣料、身の回り品
想定する 主な顧客 と買物行 動	○徒歩、自転車移動圏内（2 km 程度）の居住者及び通 勤、通学者 ・平日の夕方の買物、週末 の買物	想定する 主な顧客 と買物行 動	○徒歩、自転車移動圏内（2 km 程度）の居住者及び通勤、 通学者 ・平日の夕方の買物、週末 の買物
小売業を 行うため の店舗の 用に供す る部分の 面積	○幹線道路沿線は、8,000 m ² ○上記以外は、5,000 m ²	小売業を 行うため の店舗の 用に供す る部分の 面積	○幹線道路沿線は、8,000 m ² ○上記以外は、5,000 m ²
区域	別図 4、5 で示される区域	区域	別図 5、6 で示される区域
3 特化型商業環境形成ゾーン		4 特化型商業環境形成ゾーン	
まちづく りの方向 （当該地 区 の 役 割）	○旧宿場など歴史、風情のあ る街並み、地域資源の保全 や利活用による豊かな歴 史を実感できるまちづく りの展開 [期待される役割] ・市内の観光、余暇ネット ワークの一拠点 ・風情のあるまちづくりの 展開	まちづく りの方向 （当該地 区 の 役 割）	○旧宿場など歴史、風情のあ る街並み、地域資源の保全 や利活用による豊かな歴史 を実感できるまちづくりの 展開 [期待される役割] ・市内の観光、余暇ネット ワークの一拠点 ・風情のあるまちづくりの 展開

りの方向 (当該地区の役割)	つつ、地域コミュニティの維持、育成に資するまちづくりの展開 [期待される役割] ・生活回りの基礎的な機能の充足 ・顔の見える地域コミュニティの場の形成	りの方向 (当該地区の役割)	つつ、地域コミュニティの維持、育成に資するまちづくりの展開 [期待される役割] ・生活回りの基礎的な機能の充足 ・顔の見える地域コミュニティの場の形成
商業集積の方向	○高齢者等を含む地域の生活者へのきめ細やかなサービスを提供しうる商業機能の誘導を図る。 ○コミュニティに密着した商業集積の維持を図るため、原則的に大規模な商業集積の誘導は想定しない。	商業集積の方向	○高齢者等を含む地域の生活者へのきめ細やかなサービスを提供しうる商業機能の誘導を図る。 ○コミュニティに密着した商業集積の維持を図るため、原則的に大規模な商業集積の誘導は想定しない。
想定する店舗構成、取扱品	○最寄品専門店 ○中型スーパー ・主力商品は、生鮮3品等	想定する店舗構成、取扱品	○最寄品専門店 ○中型スーパー ・主力商品は、生鮮3品等
想定する主な顧客と買物行動	○おおむね徒歩圏内(500～1,000m程度)の居住者 ・近隣居住者の平日の昼～夕方方の買物が主	想定する主な顧客と買物行動	○おおむね徒歩圏内(500～1,000m程度)の居住者 ・近隣居住者の平日の昼～夕方方の買物が主
小売業を行うための店舗の用に供する部分の面積	○国道1号沿線は、8,000 m ² ○幹線道路沿線は、5,000 m ² ○上記以外は、1,000 m ²	小売業を行うための店舗の用に供する部分の面積	○国道1号沿線は、8,000 m ² ○幹線道路沿線は、5,000 m ² ○上記以外は、1,000 m ²
区域	別図10、11、12で示される区域	区域	別図11、12、13で示される区域
5 生活型商業環境形成ゾーン		6 生活型商業環境形成ゾーン	
まちづくりの方向	○良好な住宅環境、景観や沿道環境、景観への配慮に重	まちづくりの方向	○良好な住宅環境、景観や沿道環境、景観への配慮に重

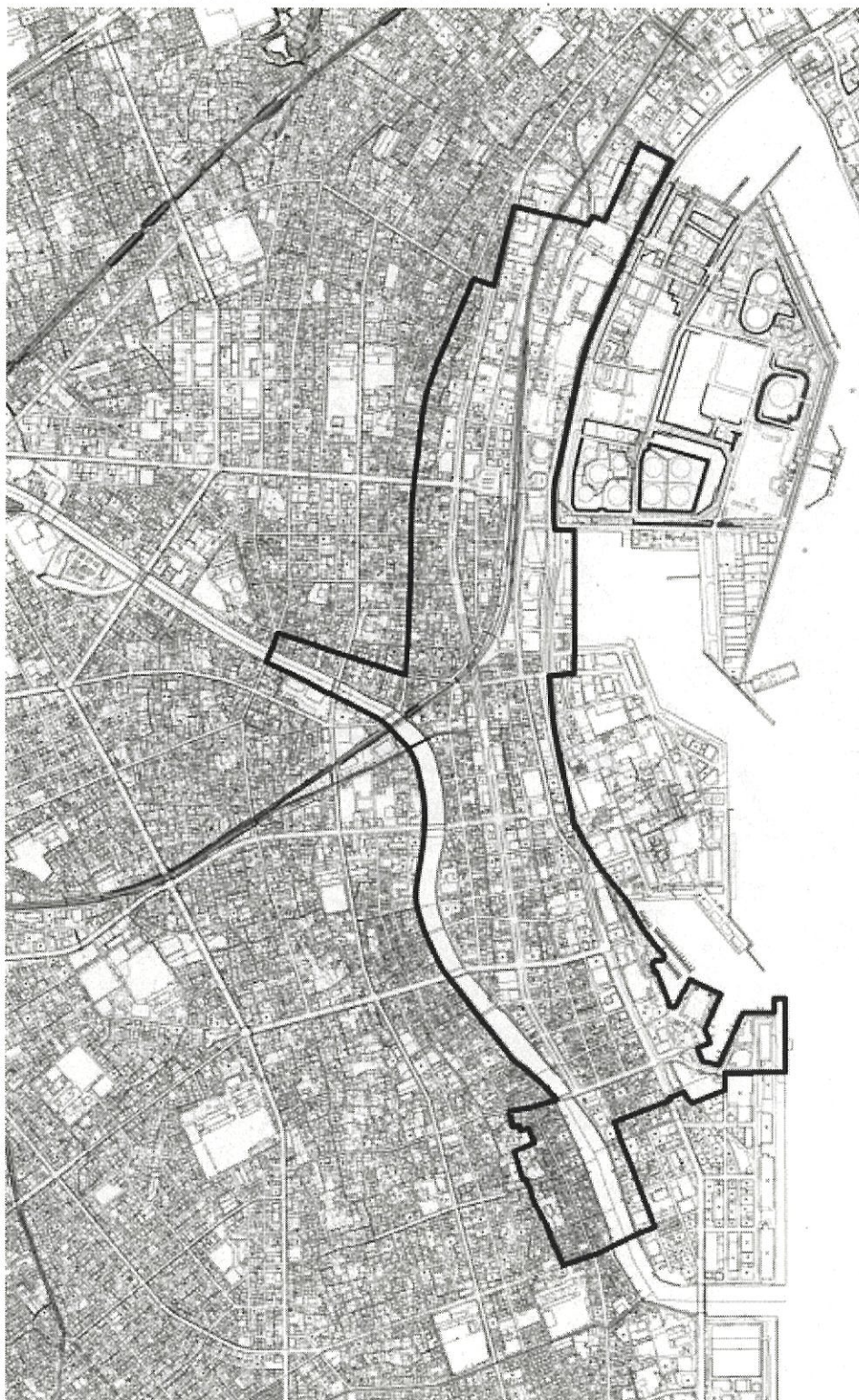
	地域拠点型商業環境形成ゾーン、特化型商業環境形成ゾーン、近隣生活型商業環境形成ゾーンを除いた区域		<u>広域交流拠点型商業環境形成ゾーン</u> 、 <u>地域拠点型商業環境形成ゾーン</u> 、特化型商業環境形成ゾーン、近隣生活型商業環境形成ゾーンを除いた区域

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この指針は、令和 7 年 1 月 31 日から施行する。

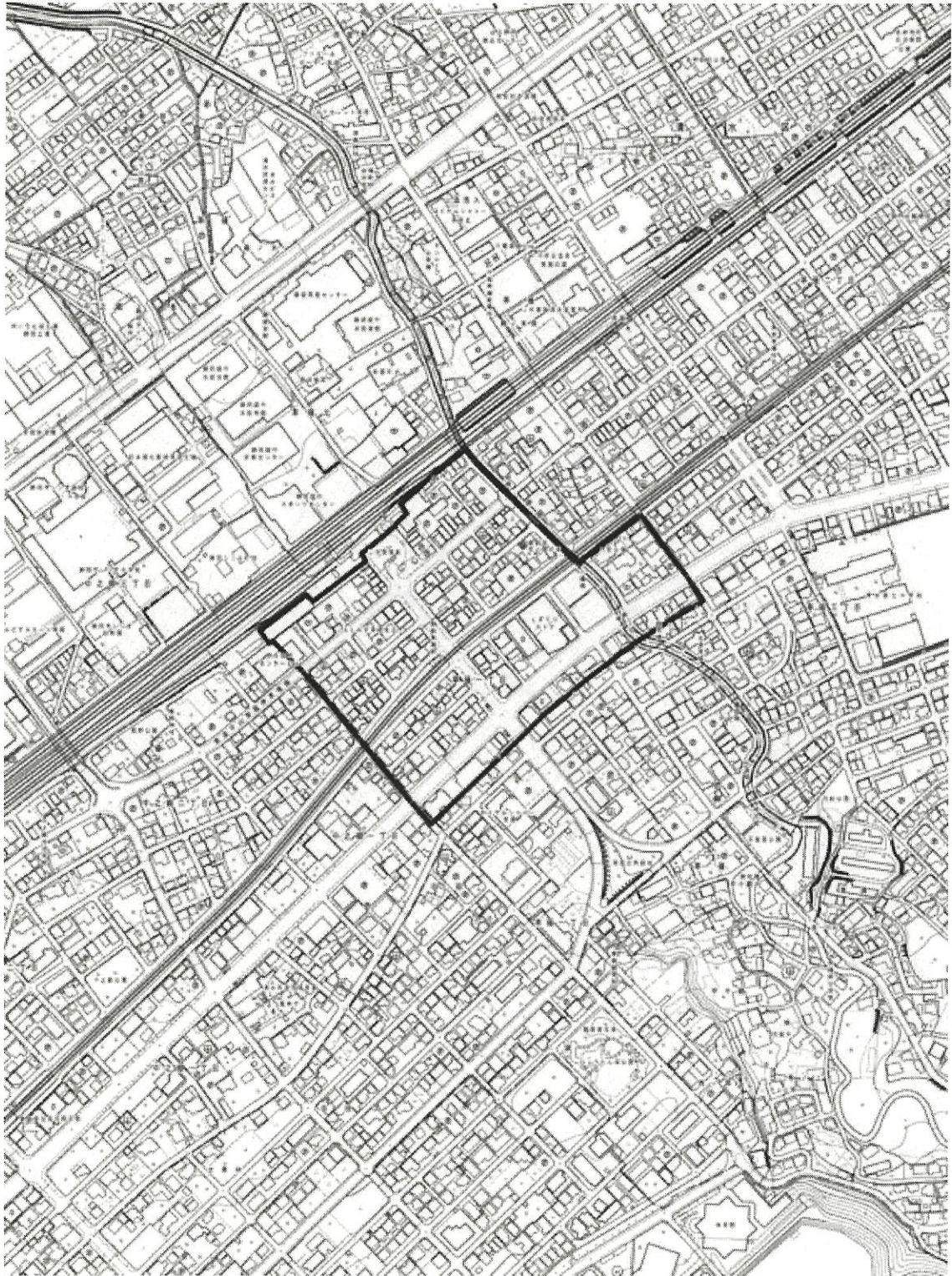
2 都心型商業環境形成ゾーン（清水都心）



4 広域交流拠点型商業環境形成ゾーン



6 地域拠点型商業環境形成ゾーン②



8 特化型商業環境形成ゾーン②



10 特化型商業環境形成ゾーン④



12 近隣生活型商業環境形成ゾーン②

